

みせ税理士
の

相続相談手帖

第36話

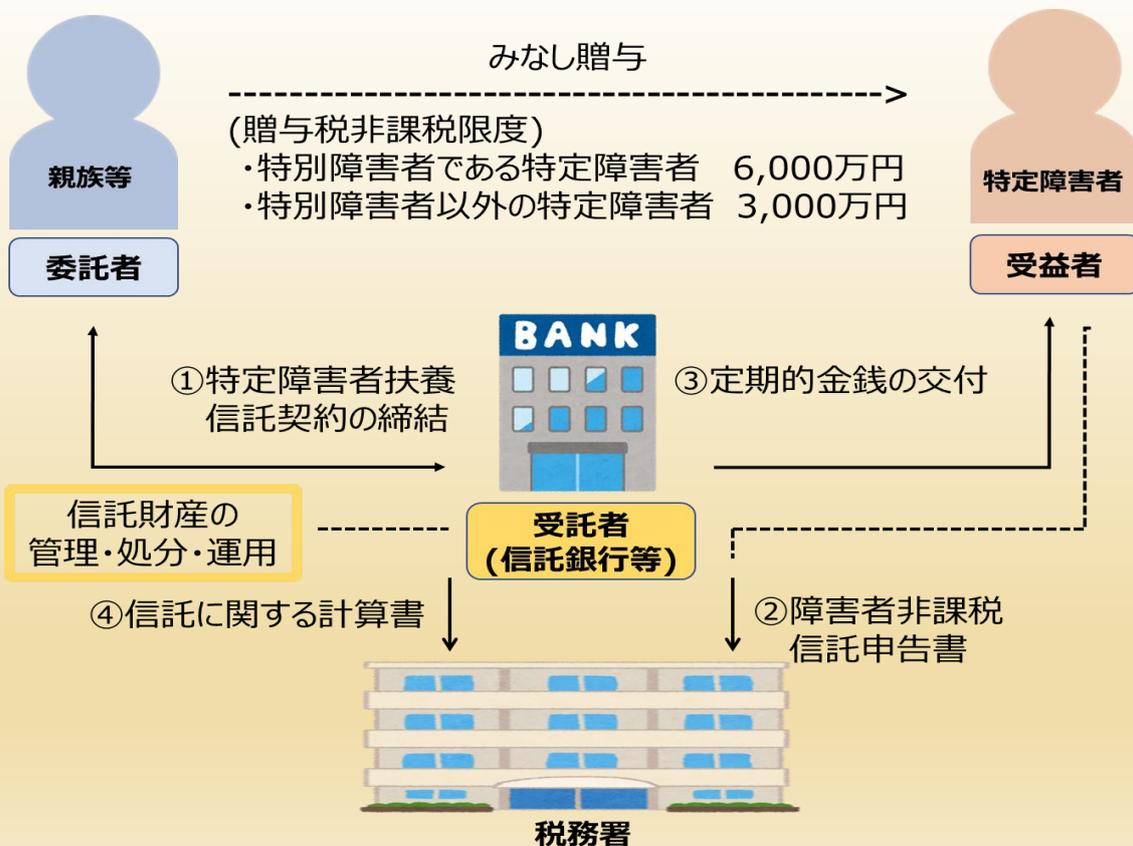
Q 現在、私は 65 歳です。財産は不動産を中心に、預貯金、有価証券と2億円程度と見積もっています。相続人は子3名です。当然、相続税の事も心配ですが、子供の内、1名が障害を患っており、私の亡き後の生活が心配です。今後の対策において、相続税の税負担を抑えながら、障害者の子の安定的な生活を図る方法があれば教えてください。

A **特定贈与信託を活用**して、生前に障害者の子に贈与を実行すれば、**贈与税は、最高 6,000 万円まで非課税**になります。

【解説】

特定贈与信託は、特定障害者の方の生活の安定を図ることを目的に、その**親族等が金銭等の財産を信託銀行等に信託**するものです。信託銀行等は、信託された財産を管理・運用し、**特定障害者の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付**します。この信託を利用しますと、**特別障害者**(重度の心身障害者)である特定障害者については **6,000 万円**、**特別障害者以外の特定障害者**(中程度の知的障害者及び障害等級2級又は3級の精神障害者等)については **3,000 万円を限度として贈与税が非課税**となります。

【図解】



お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セカンド・オピニオン
受付中